

事故が発生した場合のお手続き

万一事故が発生した場合には、セキスイ保険サービスまたは下記窓口まで
ただちにご連絡ください。

ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間:24時間365日】

●必ず事前にご相談ください。

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。

●事故のご連絡をいただいた場合には、

セキスイ保険サービスまたは、損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

●保険請求には時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビダイヤル 0570-022808 【通話料有料】

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間:平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日、年末年始を除きます。)]

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)

TEL.06-6365-4091

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21(新虎ノ門実業会館)

TEL.03-5521-0760

http://www.sekisui.co.jp/hoken/

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪企業営業第一部第四課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166

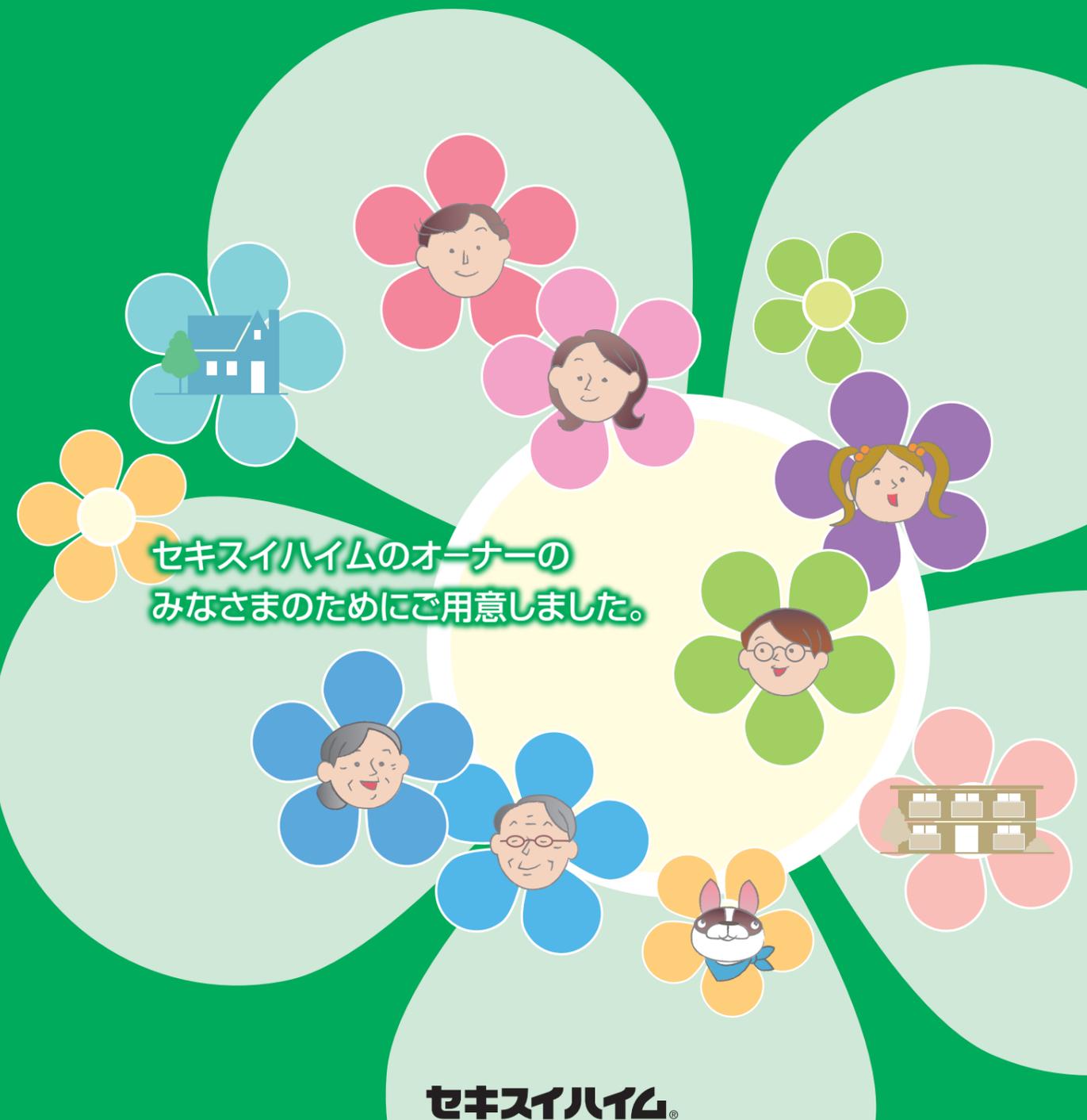
企業営業第七部第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-6209

SJNK15-08600 | 2015年9月17日作成

大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。 セキスイハイムオーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は損害保険ジャパン日本興亜株式会社「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。



セキスイハイムのオーナーの
みなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム®

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、セキスイハイムをお建ていただいたオーナー様のために、ご用意しました住まいの保険・地震保険です。

ご存知ですか？

- ポイント1 「THE すまいの保険」では火災だけではなく、水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。
- ポイント2 家電製品や衣類・食器などの家財は、建物の保険では補償されません。
- ポイント3 さまざまなオプションで思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。
- ポイント4 地震を原因とする火災は、「THE すまいの保険」では補償されません。



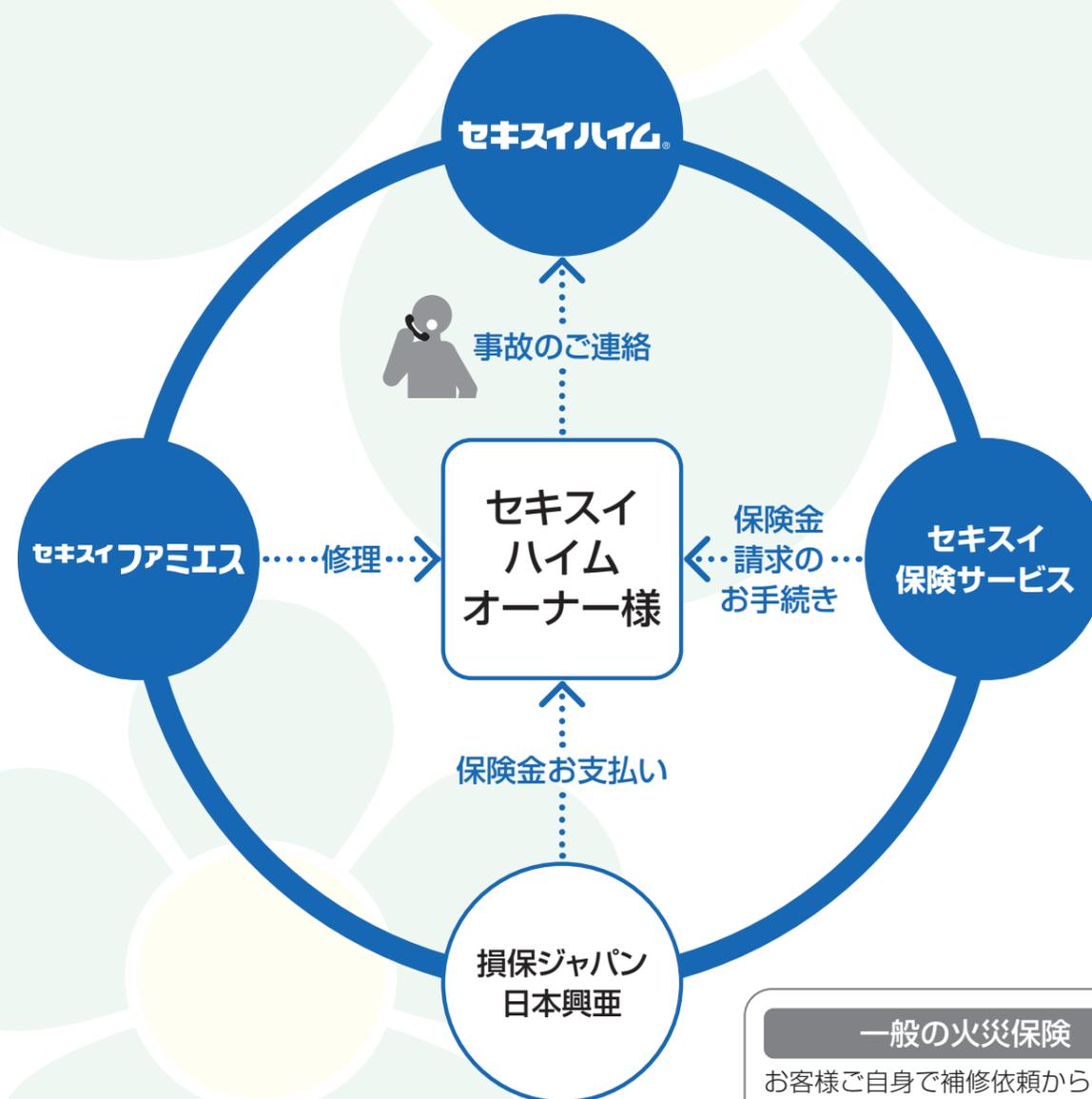
建物はもちろん、家財に対しても「THE すまいの保険」と地震保険を総合的にお考えください。また、賃貸住宅オーナーの方は建物の火災、地震リスクはもちろん、事故に伴う経営リスクに対しての保険もお考えください。



万一、事故の場合にはグループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイムの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。



一般の火災保険
 お客様ご自身で補修依頼から保険金のご請求まで、それぞれに連絡、対応していただく必要があります。

「THE すまいの保険」では火災だけではなく、水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します！
ご契約は、「2タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「費用」もお支払いします。

THE すまいの保険では「評価済保険」を導入しており、いざというときの受取保険金が違います。

建物が古くなっても全額補償！「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いては、自己負担額が差し引かれます。)



全焼 保険金額を限度に全額補償！

半焼 保険金額を限度に損害額を補償！

ここが違う！ 従来の火災保険*1では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。THE すまいの保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

〈THE すまいの保険の場合〉 **評価済** ご契約時の評価を維持します*2。

〈従来の火災保険*1の場合〉 **罹災時再評価** 保険金お支払時に再度評価します。

*1 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。
*2 保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまにご連絡します。

『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元：損保ジャパン日本興亜における事例]
※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク 火災

子供が火遊びをしていて書籍に燃え移り、火災が発生した

お支払保険金 約**1,185万円**

自然災害リスク 落雷

落雷によりインターフォンやエアコンが破損した

お支払保険金 約**45万円**

日常災害リスク 盗難

泥棒が入って窓ガラス、ドアを壊された

お支払保険金 約**92万円**

日常災害リスク 車両の衝突

自宅駐車場でブレーキとアクセルを間違え、壁に追突した

お支払保険金 約**75万円**

自然災害リスク 風災

台風による風で門扉の外壁が破損した

お支払保険金 約**83万円**

自然災害リスク 雪災

大雪の重みによりカーポートの柱が根本から折れ、同時にサイクルポートの支柱も曲がった

お支払保険金 約**68万円**

日常災害リスク 不測かつ突発的な事故

物を運んでいるときにバランスを崩しドアに当たって、ドアが破損した

お支払保険金 約**27万円**

日常災害リスク 不測かつ突発的な事故

掃除中に踏み台につまづき転倒し、肘が壁に当たって壁が破損した

お支払保険金 約**4万円**

自然災害リスク 水災

集中豪雨で自宅が床上浸水になった

お支払保険金 約**153万円**

日常災害リスク 水濡れ

併用・賃貸住宅の2階横管配水管がつまり、キッチンシンクより逆流し、1階店舗に被害が生じた

お支払保険金 約**59万円**

日常災害リスク 電氣的・機械的事故

点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音が出て、配線が焼きついて故障した

お支払保険金 約**11万円**

日常災害リスク 電氣的・機械的事故

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった

お支払保険金 約**7万円**

建物の保険では家財は補償されません。

家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『家財』大切な家財もしっかり補償します！ 思わぬリスクから必需品を守ります！

家財の新価の目安(平成27年4月現在) 下の表は家財の新価の目安となります。

ご家族構成 世帯年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名子供1名	4人世帯 大人2名子供2名	5人世帯 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

上の表にない家族構成の場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※家財とは建物内に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
※併用住宅の場合、特約をセットしていただくことで、営業用什器・備品等も補償することが可能です。営業用什器・備品は建物内(同一敷地内の物置・車庫その他の付属建物を含みます。)に収容される、業務用の什器・備品等の動産をいいます。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

■上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、右表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！

ご夫婦とお子様2名(世帯主の年齢30代)でお住まいの方の一例(再取得価額で算出)です。

リビングルーム	応接セット、サイドボード…25万円 じゅうたん、カーテン等…10万円 テレビ・DVD…42万円 パソコン・プリンター等…48万円等	キッチン、バスルーム	冷蔵庫、オープン…23万円 食器類、調理器具…25万円 食堂テーブル・いす…10万円 洗濯機…12万円等	和室	婦人和服・衣類等…586万円 寝具(客用含む)…14万円 本棚・書籍…19万円 化粧台・化粧品一式…25万円等	子供部屋	学習用具(机、本棚等2人分)17万円 寝具(2人分)…17万円 衣類(2人分)…105万円 おもちゃ一式…21万円等
----------------	--	-------------------	---	-----------	--	-------------	---

『家財』実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元: 損保ジャパン日本興亜における事例]

※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク 火災 居間で火災が発生し、消火の放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しになった お支払保険金 約 210万円	自然災害リスク 落雷 落雷による、過電流でパソコンやテレビ、冷蔵庫などが故障した お支払保険金 約 40万円	日常災害リスク 盗難 自宅に泥棒に入られ、現金を盗まれた お支払保険金 約 22万円	日常災害リスク 盗難 エントランス壁に取り付けてある非常用受話器が盗まれた お支払保険金 約 5万円
自然災害リスク 雪災 雪害による屋根破損の影響で雨漏りが起こり家財に被害が生じた お支払保険金 約 13万円	自然災害リスク 水災 集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた お支払保険金 約 82万円	日常災害リスク 不測かつ突発的な事故 2階の階段を掃除中、誤って階段から掃除機を落としてしまい、掃除機が破損した お支払保険金 約 4万円	日常災害リスク 不測かつ突発的な事故 子供が誤って電気コードを引っ張り、家電製品が落ちて破損した お支払保険金 約 8万円
日常災害リスク 水濡れ 自宅に設置してあるエアコンの排水容器から水が溢れ、室内床及び服飾品が汚損した お支払保険金 約 82万円	日常災害リスク 盗難 空き巣の被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグを盗まれ、液晶TVを壊された お支払保険金 約 70万円	日常災害リスク 不測かつ突発的な事故 輸入花瓶の水を取り替えようと持ち上げたら、手が滑って落とし花瓶を割ってしまった お支払保険金 約 6万円	日常災害リスク 不測かつ突発的な事故 室内で親子が遊んでいた際に誤って遊具がテレビ画面に当たりテレビが破損した お支払保険金 約 6万円

さまざまなオプションで思いがけない
リスクに備えて、安心のうえに安心を。

※詳しくは11~12ページをご参照ください。

THE すまいの保険『オプション』(追加の補償)

賠償責任リスクや類焼リスクからオーナー様を守ります!

建物のご契約に、別途オプション(特約)を
セットしていただく必要があります。

賃貸住宅経営に関する不安も解消!

賃貸住宅が火災となった場合、建物の損害だけではありません。

隣家への類焼などの波及損害や、
家賃収入の減少などが発生することがあります。

また、アパートの所有・管理にまつわる
不測の賠償事故が発生する可能性もあります。



地震を原因とする火災は、
THE すまいの保険では補償されません。

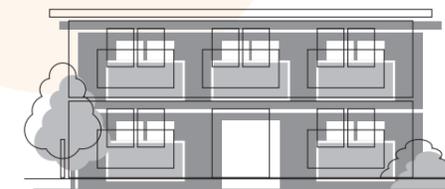
※詳しくは14~16ページをご参照ください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを! 大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

THE すまいの保険では、地震・噴火または
これらによる津波を原因とする火災等の損害については
保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお
支払いする場合があります。)



地震等による損害については、
THE すまいの保険とあわせて
地震保険をご契約いただく必要があります。



『オプション』 実際に、このような事例がありました。

類焼リスク

類焼

入居者のタバコの不始末で火災が
発生し、近隣の建物に延焼した



お支払保険金 約**4,400**万円

経営リスク

家賃収入

アパートから火災が発生し、
復旧までの期間の家賃が減少した



お支払保険金 約**140**万円

経営リスク

施設賠償責任

ルーフガーデンの排水口がつまり、階下の
入居者家電等が水濡れ損害を受けた



お支払保険金 約**228**万円

入居者リスク

借家人賠償責任

タバコの不始末によりアパートの一室で小火、
現状復旧のため急な費用が生じた



お支払保険金 約**455**万円

過去に発生した保険金支払事例 [出典元:損保ジャパン日本興亜における事例]

※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

『地震保険』

地震リスク

地震(建物)

地震を原因とする火災で建物が
全焼してしまった(全損)



お支払保険金 約**1,600**万円

地震リスク

地震(建物)

地震により地面に液状化現象が起き、
建物が傾いてしまった(半損)



お支払保険金 約**1,800**万円

地震リスク

地震(家財)

地震の揺れで建物の中に収容されている
家財が棚から落ちて壊れた(半損)



お支払保険金 約**400**万円

地震リスク

地震(家財)

地震による津波で、
家財がすべて流出した(全損)



お支払保険金 約**350**万円

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

2タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』



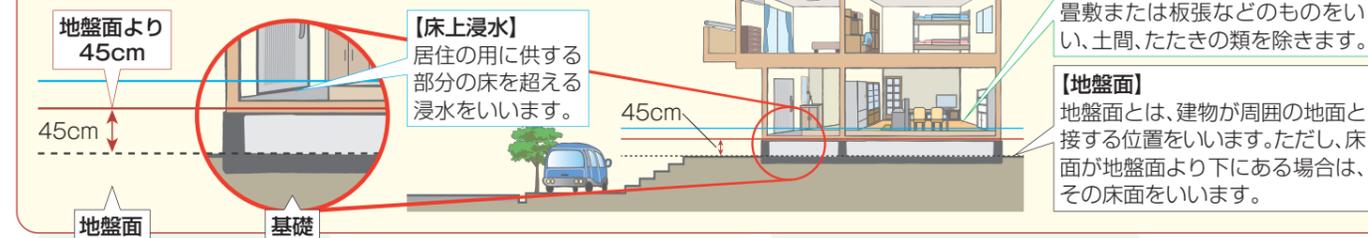
実際にかかった損害額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは25~26ページをご参照ください。

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

		火災リスク	自然災害リスク	日常災害リスク							
		1 火災・破裂・爆発 消防活動による水濡れ破壊などを含みます。	2 落雷	3 窓ガラスや屋根の破損など 風災・雹災・雪災	4 台風や集中豪雨による川の氾らんなど 水災*1 ※詳細は下図をご参照ください。	5 給排水設備などの事故による水濡れ*2	6 盗難による盗取・損傷など	7 外部からの物体の飛来・落下・衝突など	8 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為	9 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)*3	10 建物電氣的・機械的事故*3 ※詳細は13ページをご参照ください。
ワイドタイプ	戸建住宅	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									
	賃貸住宅	<input type="checkbox"/> 建物									家財は補償しません
スタンダードタイプ	戸建住宅	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 家財									
	賃貸住宅	<input type="checkbox"/> 建物									

『水災補償(床上浸水の定義など)』のご説明



通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、以下の金額が限度となります。

- 通貨等：1事故1敷地内あたり20万円
- 預貯金証書：1事故1敷地内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。

*1 損害の状況が次のいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

- ① 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水※を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

※居住の用に供にする部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

※補償内容の詳細につきましては、17ページをご覧ください。

*2 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

*3 9・10のみ1事故あたりの自己負担額が10,000円となります。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要につきましては19~20ページをご参照ください。

費用リスク

- A 臨時費用保険金**
上記の1から10までの損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。
- B 残存物取片づけ費用保険金**
残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
- C 地震火災費用保険金**
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定の損害を受けた場合にお支払いします。
- D 水道管修理費用保険金**
建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共有部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。)
- E 損害防止費用保険金**
火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合にその費用をお支払いします。



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては21~22ページをご覧ください。

賠償責任リスク

個人賠償責任特約

日常生活において、被保険者の方またはそのご家族が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額: 1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償する特約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他の契約の補償内容、ご契約金額を十分にご確認ください。



携行品リスク

携行品損害特約

保険の対象に家財が含まれる場合にセットできます。

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額: 50万円、100万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額: 1万円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

※火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容、ご契約金額を十分にご確認ください。

※補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましてはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

類焼リスク

類焼損害特約

建物からの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

- 保険金額: 契約年度ごとに1億円限度
- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。



賃貸住宅特有のオプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては22~24ページをご覧ください。

経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

他人に貸している住宅(戸室)が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

- 保険金額: 家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
- 約定復旧期間: 6か月



経営リスク(賠償責任)

施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額: 1億円
- 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。



入居者リスク(賠償責任)

個人賠償責任特約包括契約に関する特約

日常生活において、入居者の方またはそのご家族が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額: 1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

入居者リスク(賠償責任)

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

借家人賠償責任: 入居者の方が、偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険金をお支払いします。

修理費用: 入居者の方が、偶然な事故により、賃貸借契約に基づく修理費用を負担した場合または居住のために緊急的に修理した場合に修理費用保険金をお支払いします。

- 保険金額: 借家人賠償責任: 2,000万円 修理費用: 300万円
- 自己負担額: 借家人賠償責任: 0円 修理費用: 3,000円
- 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
- 修理費用補償では専用水道管の凍結に伴う修理費用は1回の事故につき10万円が限度となります。

事業を営んでいる方のオプション(追加の補償)

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては24ページをご覧ください。

什器・備品リスク

営業用什器・備品等損害特約

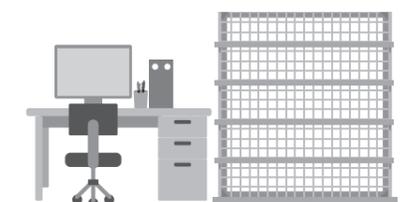
物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 自己負担額: 1万円
- 保険金額: 100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円、のいずれかから選択できます。

※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましてはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※盗難の場合の限度額は24ページの下段【別表】を参照してください。



『建物電氣的・機械的事故特約』のご説明

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

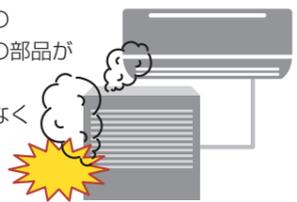
「ワイドタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害もしっかり補償します！

建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなりました。



エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなりました。



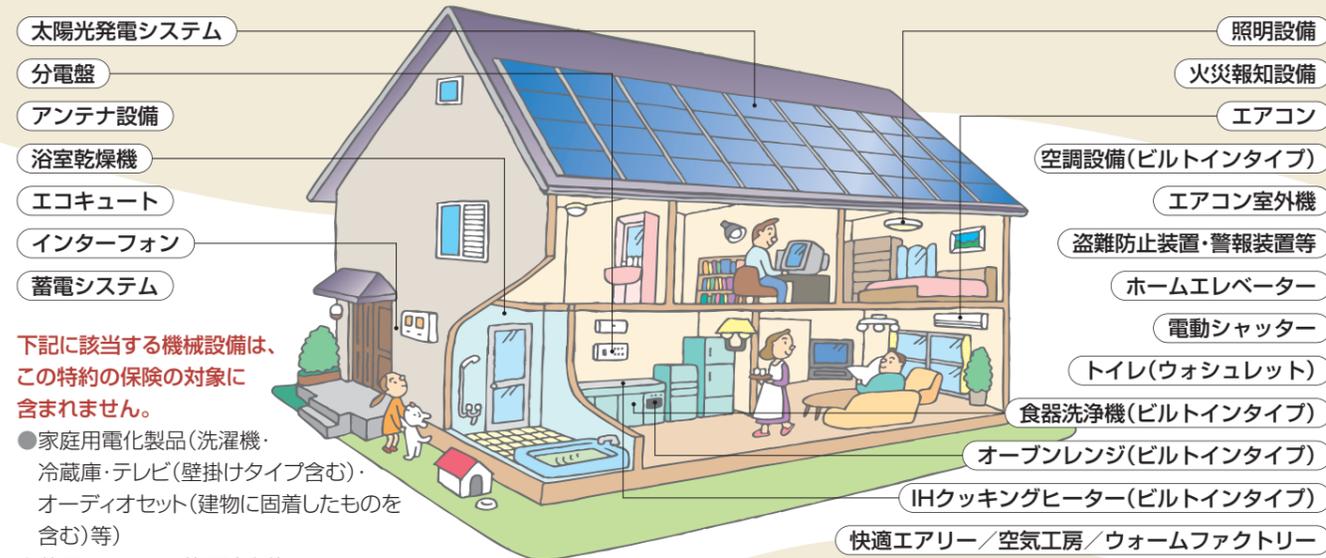
太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなりました。



建物電氣的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

- 家庭用電化製品(洗濯機・冷蔵庫・テレビ(壁掛けタイプ含む)・オーディオセット(建物に固着したものを含む)等)
 - 蓄電システムの蓄電池自体
 - 消火器
 - 電球類
 - 賃貸住宅の入居者の方の家財(電話・洗濯機・エアコン等) 等
- ※建物に固着したオーナー様所有のものは対象となります。

保険金をお支払いする主な場合

上記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

損害額(修理費) - 10,000円(自己負担額)
※支払限度額(保険金額)を上限とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
 - 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*1を負うべき損害
 - 不当な修理や改造によって生じた事故
 - 消耗部品*2および付属部品の交換
 - コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
- *1 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
*2 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、蓄電池等をいいます。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

地震リスク

地震による火災で建物や家財が焼失した



地震で建物や家財が損壊した



地震による津波によって建物や家財が流失した



地震保険の保険の対象

- ① 居住用の建物… 住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、門、堀、垣のみに損害があった場合は、保険のお支払いの対象とはなりません。
 - ② 家財… 居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。
- 地震保険の保険の対象は、THE すまいの保険で保険の対象になっているものに限ります。THE すまいの保険の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
 - 地震保険の保険の対象とならないもの (THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません)
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
 - 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)

- 地震保険は、単独ではご契約いただけません。THE すまいの保険とあわせてお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。
- 保険金額について保険金額は次のように定めます。

$$\text{地震保険の保険金額} = \text{THE すまいの保険の保険金額} \times \begin{matrix} 30\% \sim 50\% \\ \text{建物: } 5,000 \text{万円限度}^*1^*2 \quad \text{家財: } 1,000 \text{万円限度}^*1 \end{matrix}$$

- *1 地震保険の保険金額は、THE すまいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定いただけます(ただし、建物は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物ごとに5,000万円、家財は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財ごとに1,000万円が限度となります。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。)
- *2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。詳しくはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお支払いについて

◆保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*3			お支払いする保険金の額		
	建 物		家 財			
全 損	主要構造部*4の損害額が	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)	
半 損		建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満		家財全体の時価の 30%以上80%未満	地震保険保険金額の 50% (時価の50%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	焼失または流失した床面積が 床上浸水 全損・半損に至らない 建物が、床上浸水または 地盤面より45cmを 超える浸水を受け損害 が生じた場合		家財全体の時価の 10%以上30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

*3 建物の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*4 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・デシオ・スマートパワーステーション・ クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造 (枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ・スマートパワーステーション 等	外壁、内壁、基礎、屋根

●時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減される場合があります。(平成27年7月現在)

◆損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

◆損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

◆損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

◆主契約THE すまいの保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約のTHE すまいの保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

◆保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害*5
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 等

*5 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

地震保険の保険期間と自動継続保険料払込方法

THE すまいの保険の保険期間	地震保険の保険期間	自動継続保険料払込方法
1年～5年	THE すまいの保険の保険期間と同じ	—
6年以上	1年または5年の自動継続*6	口座振替

(例)THE すまいの保険の保険期間が8年(長期一時払)の場合

THE すまいの保険	8年							
地震保険	1年							
	5年				3年			

- 自動継続の場合は、自動継続日(保険始期応当日)前月に「地震保険継続証」が送付されます。
- 自動継続を停止する場合は、自動継続日(保険始期応当日)までにセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

*6 特にお申出がない限り、満期まで自動的に継続されます。

地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*7が一定額を限度として、その年の契約者の課税所得から控除*8されます。(平成27年4月現在)

「地震保険料控除証明書」は、THE すまいの保険証券に添付されます。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、10月中にハガキにて送付します。保険始期の属する月が12月の場合、異なる取扱いとなる場合があります。詳しくは、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

*7 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、保険期間の年数で一時払保険料を割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

*8 控除対象額は右記のとおりです。所得税：地震保険料の全額(最高50,000円) 個人住民税：地震保険料の1/2(最高25,000円)

THE すまいの保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

THE すまいの保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、THE すまいの保険の保険期間の途中で地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

お支払いする保険金の概要

損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合
①火災、破裂・爆発	火災、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
②落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
③風災*1、雹災*2、雪災*3	風災*1、雹災または雪災*2*3によって保険の対象が損害*4を受けた場合
④水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の⑦または⑧のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) ⑦建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 ⑧保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水*5を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
⑤漏水などによる水濡れ	次の⑨もしくは⑩のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、③の風災、雹災、雪災もしくは④の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ⑨給排水設備に生じた事故 ⑩被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑥盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額*6に含まれます。

- *1 風災とは、台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- *2 雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- *3 雪災(雪災の事故による損害)とは、雪災*2の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
- *4 損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災*1、雹災または雪災*2の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。
- *5 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- *6 損害額とは、次の額を限度とします。
 - ①建物については協定再調達価額
 - ②明記物件以外の家財については再調達価額
 - ③明記物件については時価額

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合
⑦通貨等、預貯金証書等の盗難	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の⑨および⑩に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の⑨および⑩に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の⑨に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額*6に含まれます。 ⑨保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人*7および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 ⑩盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 ⑪保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 ⑫盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 ⑬保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。 ※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。
⑧建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは③の風災、雹災、雪災もしくは④の水災の事故による損害を除きます。
⑨騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動*8または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑨までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(26ページの保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。) [1事故につき自己負担額1万円]

- *7 小切手の振出人とは、被保険者が振出人である場合を除きます。
- *8 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動*9に至らないものをいいます。
- *9 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

お支払いする損害保険金の額

【建物】

次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。建物のみが保険の対象である場合は、⑦の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。

$$\text{損害額}^{*10} - \text{自己負担額}^{*11} = \text{損害保険金}$$

【家財*12】

次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

$$\text{損害額}^{*13} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下記の金額を限度として、損害額をお支払いします。

- 通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難…限度額：20万円
- 預貯金証書の盗難…限度額：200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

- *10 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)
- *11 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。
- *12 家財とは、家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときにのみ保険金をお支払いします。
- *13 損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。

費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①臨時費用保険金	17～18ページの損害保険金の①から⑩までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に10%を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
②残存物取片づけ費用保険金	17～18ページの損害保険金の①から⑩までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費 (損害保険金×10%限度)

費用の区分(費用保険金)

保険金をお支払いする場合

お支払いする費用保険金の額

③地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の②または④のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

②保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき*1。

④保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき*1、またはその家財が全焼となったとき*2。

*1 建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

*2 家財が全焼となったときは、家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。

保険金額×5%

④水道管修理費用保険金

※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。

保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊*3を受け、これを修理した場合

*3 パッキングのみに生じた損壊を除きます。

実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)

損害防止費用保険金

保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な⑦から⑩までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

⑦消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

⑧消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用

⑨消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

実費(保険金額限度)

建物電氣的・機械的事故特約をセットした場合にお支払いする保険金

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建物電氣的・機械的 事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●19ページの損害保険金の「お支払いする損害保険金の額[建物]」に記載の算式により算出された損害保険金[1事故につき自己負担額1万円] ●残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金

特約(オプション) セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約	<p>日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者*1が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者*1の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 <p>*1 被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*2 ③記名被保険者またはその配偶者*2の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*2の別居の未婚の子 ⑤②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故にかぎりず。 *2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。</p>	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	<p>損害額 - 1万円(自己負担額)</p> <p>※契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。 ※保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。</p>

類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。契約年度ごとに1億円を限度とします。)
--------	--	---

家賃収入特約	補償対象となる事故(17~18ページの損害保険金の①から⑩までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間(6か月)を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
--------	--	--

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約 包括契約に関する特約	<p>日本国内外において発生した以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者*3のうち①から③までの被保険者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●居住用戸室*4の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 <p>*3 被保険者とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①居住用戸室*4に居住している者 ②居住用戸室*4に居住している者の配偶者*5 ③居住用戸室*4に居住している者またはその配偶者*5の別居の未婚の子 ④居住用戸室*4の所有者で、居住用戸室*4に居住していない者 ⑤②から④までのいずれにも該当しない居住用戸室*4に居住している者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、居住用戸室*4に居住している者が未成年の場合であって、居住用戸室*4に居住している者に関する事故にかぎります。 <p>*4 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*6をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>*5 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。</p> <p>*6 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所を使用している場合を含みます。</p> <p>※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。</p>	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)

施設賠償責任特約	<p>日本国内において発生した以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 <p>※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。</p>	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)
----------	---	--

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
借家人賠償責任 総合包括契約に関する 特約	<p>【借家人賠償責任保険金】</p> <p>借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。</p>	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、2,000万円を限度にお支払いします。)
	<p>【修理費用保険金】</p> <p>偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的*7に、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。)</p> <p>*7 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。</p>	<p>実費(1回の事故につき、修理費用の額から3,000円を差し引いた額を、300万円を限度にお支払いします。)</p> <p>※上記に関わらず、借戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用について、損保ジャパン日本興亜が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。</p>
営業用什器・ 備品等損害特約	<p>保険証券記載の建物(物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合</p>	損害額 - 1万円(自己負担額)(保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。)

別表	<p>盗難の場合の補償限度額</p> <p>①明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>②①にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。</p> <p>③②の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。</p> <p>※盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含まれます。ただし盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。</p>
----	--

地震保険

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
地震保険 ※地震保険をご契約の場合に限ります。	地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物もしくはその収容家財に損害が生じた場合にお支払いします。	損害の程度により15ページ記載の金額をお支払いします。

契約上重要となるご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

(ご注意)以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE すまいの保険

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ 17～18ページの損害保険金の①から⑤、⑧⑨までの事故または19～20ページの費用保険金の③地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用*3に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(19～20ページの費用保険金の③)をお支払いできることがあります。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、14～16ページの地震保険をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用*7に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

4 発保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- *1 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *2 その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)とは、①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *3 ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用とは、①から③までの事由によって発生した17～18ページの損害保険金の①から⑩、19～20ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも17～18ページの損害保険金の①から⑩、19～20ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- *4 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- *5 核燃料物質は、使用済燃料を含みます。
- *6 核燃料物質*5によって汚染された物とは、原子核分裂生成物を含みます。
- *7 次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用とは、17～18ページの損害保険金を支払う場合の①から⑨までおよび19～20ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。

5 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑯までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(18～19ページの損害保険金の⑩)の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電氣的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑧ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨ 楽器の音色または音質の変化
- ⑩ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪ 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑫ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑭ 動物または植物について生じた損害
- ⑮ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

地震保険

6 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ⑤ 核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害



「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険料について

「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社で管理していますお客さまの諸費用預り金がある場合は、保険料相当額を充当します。また、口座振替によるお支払い方法もあります。

新築割引について

保険の対象となる建物を新築され、新築年月から11か月後の月末までにご契約(ご契約期間の初日をいいます。)いただいた場合、「新築割引」が適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

割引適用可能なご契約期間[新築年月が2016年1月1日の場合]



「ご契約期間の初日」が保険の対象である建物の新築年月から11か月後の月末までにある契約

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約(例)

- ① 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④ 質権が設定されたご契約
- ⑤ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑥ 通販特約により申し込まれたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財*1*2からお選びいただけます。

- *1 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含まれます。)は家財に含まれません。
- *2 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅*3、併用住宅*3*4です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

- *3 共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
- *4 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造… 1. 下記の①～④のいずれかに該当する共同住宅

- ① コンクリート造建物 ② コンクリートブロック造建物 ③ れんが造建物 ④ 石造建物
- 2. 耐火建築物の共同住宅

T構造… 1. 下記の①～③のいずれかに該当する建物

- ① コンクリート造建物 ② コンクリートブロック造建物 ③ れんが造建物 ④ 石造建物 ⑤ 鉄骨造建物
- 2. 耐火建築物
- 3. 準耐火建築物
- 4. 省令準耐火建物

H構造… M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

- 1. 木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物の場合はM構造となります。)①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建物 **左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
- 2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

- **建物の保険金額**… 保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定は原則評価額と同額で設定します。
- **家財の保険金額**… 保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については5～6ページの「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- **明記物件の保険金額**… 明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

特約等の補償の重複について

下記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。*5

*5 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約 自動車保険の車内携行品特約

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑭までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①建物の構造用途の変更
- ②保険の対象の移転
- ③住居部分がなくなった
- ④建物の建築年月
- ⑤建物内の職作業・作業規模の変更
- ⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑦居住戸室数の変更(個人賠償責任特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任総合包括契約に関する特約をセットする場合)
- ⑧施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑨割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)
- ⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
- ⑪保険の対象の譲渡
保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- ⑫ご契約者の住所・通知先変更
保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。
- ⑬上記以外の変更
上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下の㊦または㊧のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- ㊦住居部分がなくなったとき
- ㊧日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、セキスイ保険サービスまたは事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(平成27年7月現在)

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率*1が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

*1 保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。さるか、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

安心更新サポート特約

継続漏れの心配がありません!

保険期間が10年間のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能*2がありますので、通知締切日*3までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容*4で自動的にご契約を更新することがあります。

*2 通知締切日*3までに損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容*4で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日*3までに必ずセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

*3 通知締切日は、右表のとおりご契約の満期日より異なります。

*4 更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

安心更新サポート特約のご注意事項

- 安心更新サポート特約は保険期間が10年のご契約にセット可能です。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましてはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜からのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

THE すまいの保険に個人でご契約の
お客さまとご家族みなさまのためのサービスです。
すべてのご契約でご利用いただけます。

0120-620-119

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。
※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

水まわりのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、
水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

【受付時間:24時間365日受付】

かぎのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分*1)の玄関かぎ紛失時など、
一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。

*1 専有・占有部分には賃貸住宅の各戸室の玄関ドアを含みます。

【受付時間:24時間365日受付】

防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、
ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

【受付時間:24時間365日受付】

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなど、
すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。

法律相談サービス(原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。

※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス(原則予約制)

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。

※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。



健康・医療相談サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*2
- 医療機関情報などの提供

【受付時間:24時間365日受付】

*2 メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日は午前9時30分~午後7時、土曜日は午前11時~午後6時(日・祝日、12月29日~1月4日は除きます。)

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。

【受付時間:24時間365日受付】

サービスご利用にあたってのご注意事項

- マンション・アパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成27年4月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供、等を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

<http://www.sjnk.co.jp/>

取扱代理店について

セキスイ保険サービスは、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、セキスイ保険サービスとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険（THE すまいの保険（個人用火災総合保険）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。

お住まいの地域のリスクをご存知ですか？是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disapotal.gsi.go.jp>

〈一例〉
大阪市北区付近

浸水の深さ	避難所
0.1m未満	●：収容避難所（すべての階層が利用可能）
0.1～0.5m	●：収容避難所（2階以上が利用可能：1階まで浸水するおそれがあります）
0.5～1.0m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）
1.0～2.0m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）
2.0～3.0m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）
3.0～4.0m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）
4.0～5.5m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）
5.5～6.0m	●：収容避難所（3階以上が利用可能：2階まで浸水するおそれがあります）



【ご契約内容メモ】

	THE すまいの保険 保険金額・保険期間	タイプ	地震保険 保険金額・保険期間	オプション(追加の補償)
建物	()万円 ()年	<input type="checkbox"/> ワイド <input type="checkbox"/> スタンダード	()万円 ()年	<input type="checkbox"/> 個人賠償責任特約 <input type="checkbox"/> 類焼損害特約 <input type="checkbox"/> 携行品損害特約 <input type="checkbox"/> 家賃収入特約 <input type="checkbox"/> 施設賠償責任特約
家財	()万円 ()年	<input type="checkbox"/> ワイド <input type="checkbox"/> スタンダード	()万円 ()年	<input type="checkbox"/> 個人賠償責任特約 包括契約に関する特約 <input type="checkbox"/> 借家人賠償責任総合 包括契約に関する特約 <input type="checkbox"/> 営業用什器・備品等 損害特約

「用語」の解説

用語	解説
き 協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ 告知事項	危険*1に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 *1 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品（1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。）は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
し 敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。（塀などの囲いの有無を問いません。）また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
そ 損害保険金	保険契約により補償される事故によって損害が発生した場合、保険会社から補償を受けられる方に支払われる金銭のことです。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
ほ 保険契約者/契約者	保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。